

夕張市財政再生計画の変更 (平成30年3月)の概要

- 本年1月23日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、その後発生した新たな事情に早急に対応するため、平成29年度及び平成30年度の各年度の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 経過

- H30. 2. 28 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 変更事項

平成29年度

○ 幸福の黄色いハンカチ基金積立 (+187百万円)

夕張まちづくり寄附条例に基づき、夕張市のまちづくりに関して寄せられた寄附金が、予算額を大きく上回っており、当該寄附金を「幸福の黄色いハンカチ基金」へ積み立てるもの。

(財源) 寄附金収入187百万円

平成30年度

(1) 橋梁長寿命化修繕計画補修工事 (+98百万円)

市で管理する橋梁について損傷状況等を点検した結果、一部の橋において著しい損傷が判明したことから、早急に修繕するための費用を計上するもの。

(財源) 国支出金63百万円、地方債34百万円

(2) ふるさと納税特産品送付委託料 (+39百万円)

寄附金の増収と夕張市のPRを兼ねて、一定の条件を満たした寄附者に「返

礼品」を送付しているが、当初の見込みを超える寄附が寄せられていることから、返礼品送付等に係る経費を追加計上するもの。

(財源) 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 39百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

平成29年度

(1) 歳入

国・道支出金の増(+95百万円)、繰入金の減(△97百万円)、地方債の減(△62百万円)、その他の増(+186百万円)により122百万円の増

(2) 歳出

人件費の増(+8百万円)、物件費の減(△51百万円)、維持補修費の増(+7百万円)、建設事業費の減(△10百万円)、繰出金の減(△1百万円)、その他の増(+170百万円)により122百万円の増

平成30年度

(1) 歳入

地方税の増(+82百万円)、地方譲与税の減(△13百万円)、地方交付税の減(△388百万円)、国・道支出金の増(+22百万円)、繰入金の増(+332百万円)、地方債の増(+15百万円)、その他の減(△230百万円)により180百万円の減

(2) 歳出

人件費の増(+34百万円)、物件費の増(+128百万円)、維持補修費の増(+6百万円)、扶助費の減(△73百万円)、建設事業費の減(△268百万円)、公債費の減(△20百万円)、繰出金の減(△12百万円)、その他の増(+27百万円)により180百万円の減

Ⅲ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額の変更

全国都市最低水準を基本とした適切な比較を踏まえ、給料月額削減率の改定を行うことから、計画本文について、次のとおり変更する。

<第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額>

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(1) 人件費

イ 一般職給与の削減

【変更前】

・給料月額は9%削減とする。

【変更後】

・給料月額は7%削減とする。

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(29年度予算)

(単位：百万円)

区 分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳 入	地 方 税	897	897	—	
	地方譲与税	57	57	—	
	地方交付税	4,964	4,964	—	
	国・道支出金	1,937	2,031	95	社会資本整備総合交付金▲61 地方創生拠点整備交付金+152 多子世帯の保育料軽減支援事業+1 農業委員会等活動促進事業補助金+3
	繰 入 金	411	315	▲ 97	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金▲60 財政調整基金繰入金▲37
	地 方 債	1,179	1,117	▲ 62	公営住宅建設事業債▲1 過疎対策事業債（ハード）▲156 過疎対策事業債（ソフト）+95
	そ の 他	2,205	2,391	186	保育児童福祉費負担金▲1 夕張まちづくり寄附金+187
	合 計	11,650	11,772	122	
歳 出	人 件 費	1,079	1,086	8	農業委員等に係る実績報酬+3 人件費（人勤を踏まえた期末勤勉等改定）+7 人件費（人事異動に伴う予算組替）▲2
	物 件 費	1,084	1,033	▲ 51	地域おこし企業人交流プログラム+4 診療所建設基本計画策定▲8 橋梁長寿命化計画事業（定期点検・旧橋解体）▲49 市営住宅再編事業（老朽住宅除去工事）+2
	維持補修費	519	527	7	除雪委託料+7
	扶 助 費	1,500	1,500	—	
	建設事業費	1,501	1,491	▲ 10	橋梁長寿命化計画事業（調査設計・補修工事）+17 除雪車購入▲25 市営住宅再編事業（市営住宅外構工事）▲2
	公 債 費	3,323	3,323	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	890	889	▲ 1	国民健康保険事業会計繰出金+2 下水道事業会計繰出金▲3
	そ の 他	1,754	1,923	170	地域おこし企業人交流プログラム▲4 過年度過誤納還付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事 業費補助金）+5 幸福の黄色いハンカチ基金積立+187 道の駅機能改善整備事業▲19
合 計	11,650	11,772	122		

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

(30年度予算)

(単位：百万円)

区分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳入	地方税	814	896	82	市民税個人（現年）+31 市民税法人（現年）+7 国有資産市町村交付金（現年）+40
	地方譲与税	57	44	▲13	自動車重量譲与税▲9 地方揮発油譲与税▲5
	地方交付税	5,158	4,770	▲388	普通交付税▲387
	国・道支出金	1,881	1,903	22	【国】 社会資本整備総合交付金+65 建設機械整備費補助金+16 障害者介護給付費等負担金▲34 【道】 道営住宅管理委託金+3 障害者介護給付費等負担金▲17 衆議院議員選挙委託金▲13
	繰入金	283	615	332	財政調整基金繰入金+189 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金+164 財政再生計画調整基金繰入金▲22
	地方債	902	917	15	臨時財政対策債+175 橋梁長寿命化計画事業債+32 消防施設整備事業債+17 拠点複合施設建設事業債▲214
	その他	1,338	1,108	▲230	分担金・負担金+3 使用料及び手数料▲14 寄附金▲164 諸収入▲6 各種交付金▲49
	合計	10,433	10,253	▲180	
歳出	人件費	1,008	1,041	34	嘱託員報酬（地域おこし協力隊）+27 給料+2 職員手当（時間外手当等）+16
	物件費	805	933	128	ふるさと納税特産品送付委託料+39 体育施設管理委託料+27 スクールバス運行委託料+15 清水沢橋掛替予備建設委託料+10 石炭博物館管理委託料+10
	維持補修費	413	419	6	除雪委託料（市営住宅管理）+2 修繕費（道営住宅管理）+2 修繕費（体育施設管理）+2
	扶助費	1,545	1,472	▲73	生活扶助等給付費+13 障害者福祉サービス給付費▲68 養護老人ホーム入所者扶助費▲14 児童扶養手当給付費▲6
	建設事業費	1,578	1,310	▲268	橋梁長寿命化修繕計画補修事業+98 除雪車購入+23 拠点複合施設工事▲337 はしご付き消防車▲17
	公債費	3,421	3,401	▲20	起債元金+1 起債利子▲21
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰出金	891	879	▲12	後期高齢者医療事業会計繰出金+6 公共下水道事業会計繰出金▲7 国民健康保険事業会計繰出金▲5 後期高齢者医療給付費負担金▲5
	その他	773	799	27	炭層メタンガス試掘調査事業負担金+15 高校生チャレンジ補助+14 デマンド運行補助+7
	合計	10,433	10,253	▲180	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

早期健全化基準

財政再生基準

実質赤字比率

道府県: 3.75%
市町村: 11.25%~15%

道府県: 5%
市町村: 20%

連結実質赤字比率

道府県: 8.75%
市町村: 16.25%~20%

道府県: 15%
市町村: 30%

実質公債費比率

25%

35%

将来負担比率

都道府県・政令市: 400%
市町村: 350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

経営健全化基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用